

ゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協定書

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年1月23日

羽島市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）は、羽島市におけるゼロカーボンシティ実現に向けた包括連携協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

羽島市竹鼻町55番地
羽島市
代表者 羽島市長

松井 聡



岐阜市加納愛宕町37番地2
東邦ガス株式会社
岐阜地域支配人

大塚 淳人



（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携、協力することにより、市民の地球温暖化の防止に対する意識醸成を図り、羽島市におけるゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は次の内容について連携協力する。

- (1) エネルギー使用の最適化に関すること
- (2) 再生可能エネルギー導入に関すること
- (3) 中長期的な低・脱炭素社会の実現に向けた取り組みに関すること
- (4) 環境意識や行動変容に係る市民への啓発等に関すること
- (5) 安心・安全なまちづくりに関すること
- (6) その他、前条の目的の達成に資する事項

（協議及び取組）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める連携事項を推進するため、定期的に協議を行うものとする。
2 前条各号に定める連携事項の具体的取組の内容、実施方法、甲乙の役割等は、甲乙合意の上、取組ごとに決定するものとする。

（機密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に当たり、相手方が秘密である旨を明示のうえ開示した情報を事前に相手方の同意を得ることなく第三者に対して開示または漏洩してはならず、第1条に定める連携協力以外の目的に使用してはならない。
2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結から1年間とする。但し、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面により特段の申出がない時は、更に満了の日の翌日から1年間同一条件で本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。